

令和7年度少年野球大会実施要項で定める参加資格について
(中央区スポーツ協会、少年野球連盟確認事項)

【実施要項で定める参加資格】

原則として、区内在住・在学者で、次の学年に該当する者で編成した9名以上20名以内の連盟の規定・規約に準ずるチーム。(令和5年度以前の大会までに参加しているチームはこの限りではない。)

(a)小学生低学年の部 小学1年～4年生

(b)小学生高学年の部 小学5年・6年生

(c)中学生の部 中学1年～3年生

※ 各チームとも必ず20歳以上の責任者をつけること。

※ 登録選手はスポーツ安全保険に加入していなければならない。

なお、追加登録は開会式30分前までとする。

但し、スポーツ安全保険加入用紙を大会本部へ提出すること。

※ 小・中学生とも他区のチームや硬式野球チームに所属している選手はいかなる場合も登録・出場はできない。

上記の内容に加え以下の要件を設け実施する。

以下の要件すべてを満たす場合については、中央区スポーツ協会主催の少年野球大会への参加を認めることとする。

- 1-(1)参加申込み(選手登録)時点で、硬式・軟式野球を問わず他の団体、チームに属していないこと。

この参加資格に関しては、以下の条件を付すものとする。

- 2-(1)各クラス、1チームにつき区外に在住している選手登録者は3名以内とする。

- (2)上記1-(1)2-(1)の全ての要件に該当しないことが判明した場合、

その時点でチームは参加資格を失い大会途中であっても、その大会において以後の試合の出場を認めない。

また、3位以内に入賞していた場合は、入賞を取り消すこととする。

※開会式30分前の追加登録を行う場合も同様とする。

但し、中央区少年野球連盟所属チームはこの限りでは無い。

◎令和5年度(2023年度)より告知をしていました公認コーチ資格の保有が義務となります。

各チーム1名以上の公認コーチ資格保有者を登録書に記載をして申し込みください。

※登録書内記載があっても試合日に記載者がいなかった場合は失格となりますのでご注意ください。